

# 第3回高知県談合防止対策検討委員会

日 時：令和5年5月29日（月）  
13：30 から 15：30 まで

場 所：高知市本町5丁目3番20号  
高知共済会館 3階 桜の間

## 次 第

- 1 開会  
土木部長挨拶
  
- 2 議題
  - (1) 入札制度改正等（検討案）の概要 (公表資料)
  - (2) 委託業務における総合評価方式の導入【資料1】
  - (3) 予定価格事後公表の拡大【資料2】
  - (4) コンプライアンス基本方針の策定【資料3】 (非公表)
  - (5) 違約金、賠償金の改正【資料4】
  - (6) 指名停止期間について【資料5】
  
- 3 閉会

### 第3回談合防止対策検討委員会に提案する入札制度改正等の概要(案)

全国の談合防止対策の実施状況調査や、地質調査業務に係る入札結果の分析を踏まえ、再発防止のための入札制度改正及びペナルティ強化の方向性を提案し、具体的な対策の検討を行う。

#### 【入札制度改正(検討案)】

##### 1. 委託業務における総合評価方式の導入

- ・ 委託業務についても、価格のみではなく、技術力の優劣を評価し、最も適切な者と契約を結ぶことで、成果に関しての品質を確保するため、総合評価方式の導入を検討する。

⇒ 委託業務における一般競争入札(総合評価方式)制度の導入について

##### 2. 予定価格事後公表の拡大

- ・ 事業者の実行経費を踏まえた適正な見積りによる入札を促進させるため、予定価格を事後公表とする金額の拡大を検討する。

⇒ 委託業務における予定価格の事後公表拡大について

##### 3. コンプライアンス基本方針の策定

- ・ コンプライアンスの意識を高めるため、測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格審査において、コンプライアンス基本方針の策定を要件とすることを検討する。

⇒ 測量・建設コンサルタント等業務の入札参加資格申請について、コンプライアンス基本方針の策定を求めることについて

#### 【ペナルティ強化(検討案)】

##### 1. 違約金、賠償金の改正

- ・ ペナルティとしての抑止力を念頭に、違約金、賠償金を増額を検討する

⇒ 賠償金、違約金の増額について

##### 2. 指名停止期間について

- ・ 全国の実施状況を踏まえて検討する。

⇒ 現在の指名停止の標準月数は、全国的に最も適用が多い12月と同じであることを踏まえ、主導的立場の加算など、実質的な指名停止措置期間の妥当性について

## 高知県談合防止対策検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）における談合防止対策を検討するため、高知県談合防止対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (任務)

第2条 委員会は、県が発注する建設工事及び委託業務に関し、談合防止に向けた対策その他入札契約制度の改善策等について検討し、知事に対して意見を述べる。

### (組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから知事が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (服務)

第5条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第7条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、及び議決をすることができない。

4 会議は原則非公開とし、情報の公開に関しては、審議会等の会議の公開に関する指針（平成11年3月1日知事決定）の定めるところによる。

### (庶務)

第8条 委員会の庶務は、土木部土木政策課において行う。

### (雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和4年11月25日から施行し、令和6年12月7日をもって廃止する。
- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、知事が招集する。

## 高知県談合防止対策検討委員会委員名簿(五十音順)

任期 令和4年12月8日から令和6年12月7日まで

NO	氏名	役職等	区分	備考
1	稲田 知江子	弁護士 ひいらぎ法律事務所長 元日本弁護士連合会会長特別補佐 元四国弁護士連合会常務理事	有識者	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県建設工事紛争審査会会長代理 高知県収用委員会委員 高知県都市計画審議会委員 元高知県談合防止対策検討委員会委員
2	奥村 陽子	税理士 奥村陽子税理士事務所長	有識者	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県監査委員
3	近藤 啓明	弁護士 近藤啓明法律事務所長 元高知弁護士会長	有識者	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県建設工事紛争審査会会長 高知県収用委員会委員 元高知県談合情報等審査会委員
4	田中 庄司 (委員長)	自動車安全運転センター高知県事務所長	有識者	高知県入札・契約監視委員会委員 元高知県警察本部刑事部長 元高知県警察本部警備部長
5	中村 智砂	公益財団法人こうち男女共同参画 社会づくり財団専務理事 こうち男女共同参画センター「ソー レ」館長	有識者	高知県入札・契約監視委員会委員 元高知県会計管理者
6	那須 清吾	高知工科大学 経済・マネジメント学群 地域連携機構社会マネジメントシ ステム研究センター 工学博士 教授	学識経験者	四国地方整備局総合評価委員会委員 高知県公共事業再評価委員会委員長 高知県道路アセットマネジメント検討委員 会委員長 元国土交通省姫路河川国道事務所長
7	山本 洋子	不動産鑑定士 元(有)瑞穂不動産鑑定取締役	有識者	高知県入札・契約監視委員会委員 高知県収用委員会会長代理 元高知県談合情報等審査会委員 元高知県談合防止対策検討委員会委員
8	渡邊 法美	Bond University Faculty of Society & Design Ph.D., Professor  元 高知工科大学 教授	学識経験者	高知県入札・契約監視委員会委員 四国地方整備局総合評価委員会委員長 元高知県土木部総合評価委員会委員長 元高知県談合防止対策検討委員会委員